

# 青森県報

第四千四百十四号

平成三十年  
二月十九日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 平成二十九年年度青森県一般会計補正予算(専決第二号)の要領……………(財政課) ……一
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉政策課) ……三
- 生活保護法による医療機関の指定……………(同) ……三
- 生活保護法による介護機関の指定……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……三
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………(林政課) ……三
- 保安林の指定施業要件の変更……………(同) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 出先機関
- 土地改良区の役員の退任……………(三八地域民局) ……五
- 選挙管理委員会
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(事務局) ……五
- 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……六

告

示

### 青森県告示第百五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十九条第一項の規定に基づき平成三十年二月八日専決処分した平成二十九年年度青森県一般会計補正予算(専決第二号)の要領は、次のとおりである。

平成三十年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

## 平成29年度青森県一般会計補正予算（専決第2号）

平成29年度青森県一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ507,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ726,428,497千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
5	地 方 交 付 税	219,186,035	169,000	219,355,035
1	地 方 交 付 税	219,186,035	169,000	219,355,035
9	国 庫 支 出 金	105,322,188	338,000	105,660,188
2	国 庫 補 助 金	63,164,132	338,000	63,502,132
歳 入 合 計		725,921,497	507,000	726,428,497
歳 出				
款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
8	土 木 費	72,492,445	507,000	72,999,445
2	道 路 橋 梁 費	34,938,058	507,000	35,445,058
歳 出 合 計		725,921,497	507,000	726,428,497

青森県告示第百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	大 手 門 歯 科
所 在 地	弘前市大字元大工町五〇の五
廃止年月日	平成二九・二・三

青森県告示第百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	大 手 門 歯 科
所 在 地	弘前市大字元大工町五〇の五
指定年月日	平成二九・二・四

青森県告示第百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定し

たので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介 護 予 防 支 援 事 業 者	名 称	介 護 予 防 支 援 事 業 所	指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地		所在地	
蓬田村	東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越一之三	蓬田村地域包括支援センター	東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田三九七	平成二九・二・一

青森県告示第百九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	大 手 門 歯 科
所 在 地	弘前市大字元大工町五〇の五
廃止年月日	平成二九・二・三

青森県告示第百十号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通

知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三戸郡南部町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成三十年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西津軽郡深浦町大字岩崎字房崎六六の一、六六の三、字赤坂五二の一、五二の七から五二の一二まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成三十年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西津軽郡鰹ヶ沢町大字中村町字下清水崎一〇、八六の一、八六の四、八七の三、八七の六、八七の九、八八の一、八八の二、八八の一、八八の二〇、九〇の一、一〇四の一、一〇四の一、一八三の一、一八三の二、一八六、一八七、一九〇の一、一九七の二、二〇二の一、二〇二の二、二〇四、二二〇の二、二二〇の四、二二〇の六、二二〇の二七、二二〇の二八、二二〇の三五、二二〇の五七、二二〇の六三、二二〇の六七、二二〇の九七、二二〇の一〇二、二二〇の一〇三、二二〇の一四五、二二〇の一四八、二二〇の一六五から二二〇の一六七まで、二二〇の一七二から二二〇の一七四まで、二二〇の一七九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び鱈ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、中市筒口土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十年二月十九日

三八地域県民局長 津 島 正 春

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理 事	中川原一義 小渡 文雄	三戸郡五戸町字神明後四五 大字倉石中市字小渡二八	平成二九・三・二九 二九・三・三二

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成三十年二月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異 年 月 日 動
自由民主党青森県 土地改良事業団体 支部 (野上 憲幸)	会計責任者	岡本 英敬	三浦 則昭	平成 二九・四・一
民進党青森県第1 区総支部 (奈良 祥孝)	主たる事務 所の所在地	青森市岡造道三 丁目四の三三	青森市大字浜田 四字玉川一八七の 四	
代表者	奈良 祥孝	升田 世喜男	櫻庭 義明	三〇・一・二六
代表者	田中 満	工藤 武司		
主たる事務 所の所在地	八戸市城下三丁 目一の四三	八戸市城下四丁 目一四の二〇		
代表者	田中 満	工藤 武司		
会計責任者	冷水 保	太田 将壽		三〇・一・二六
国会議員関 係政治団体 の区分	国会議員関 係政治団体 以外の政 治団体	国会議員関 係政治団体 の区分	国会議員関 係政治団体 の区分	

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	主たる事務所の所在地	代表者	会計責任者	解散年月日
青森県産業廃棄物協会の青森県地区政治連盟 (天内 修)	新	弘前市大字城東二丁目四の二	山田 光雄	山田 光雄	平成二九・六・一
秋村光男後援会 (須藤 敬人)	旧	弘前市大字萱町三九の一	須藤 敬人	石塚 伸一	二九・一・三
進藤かねひこ青森県後援会 (野上 憲幸)		弘前市大字城東二丁目四の二	岡本 英敬	扇田 壽夫	二九・四・一
三村申吾大畑町後援会 (千賀 武由)		弘前市大字萱町三九の一	千賀 武由	三浦 則昭	三〇・一・二〇
自由民主党車力支部 (成田 博)		弘前市大字城東二丁目四の二	成田 博	泉澤 立人	三〇・一・二三
民進党青森県第3総支部 (田名部 定男)		弘前市大字萱町三九の一	田名部 定男	村林 正史	三〇・一・二六
国会議員関係政治団体 の区分		弘前市大字萱町三九の一	山内 崇	江良 初美	
国会議員関係政治団体 以外の政治団体		弘前市大字萱町三九の一	佐藤 孝治	工藤 大	
法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体		弘前市大字萱町三九の一	松橋 孝徳	工藤 大	
つがる市富范町一五		弘前市大字萱町三九の一	山内 崇	江良 初美	
つがる市富范町二		弘前市大字萱町三九の一	山内 崇	江良 初美	
つがる市富范町二		弘前市大字萱町三九の一	山内 崇	江良 初美	

青森県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年二月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎 光 顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
加藤祐後援会	石沢 孝市	平成二九・二・二六
一戸隆男後援会	伊東 清隆	二九・三・四
山田としお青森県後援会	鳴海 清彦	二九・三・三
日時むつお後援会	山本 信悦	二九・三・三

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭